

Tax Controversy Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人 税務係争解決チーム

2018年11月

ディレクター 北村 豊（弁護士・ニューヨーク州弁護士・税理士）

海外の税務係争解決の最新動向 ～インド～

1. はじめに

本ニュースレターでは、特にお問い合わせの多い、インドの移転価格税制、恒久的施設及び税務調査の傾向について概観する。

2. 移転価格税制

インドの移転価格税制は、2001年に導入された（1961年所得税法 92～92F条）。また、事前確認制度（Advance Pricing Agreement: 以下「APA」）は、2012年から導入されている。そして、直接税中央委員会（Central Board of Direct Taxes : 以下「CBDT」）は、2015年に移転価格税制に係る通達を公表し、比較対象企業の選定方法や複数年度の財務データの使用、独立企業間価格算定方法、幅（レンジ）を用いた独立企業間価格の算定等に係る具体的な指針を規定した（Notification No.83/2015[F. No.142/25/2015-TPL]）。

OECD加盟国及びG20各国によるBEPSプロジェクトにおける行動13（移転価格関連文書化の再検討）最終報告書の勧告を踏まえ、2016年には、マスターファイル及び国別報告書（Country-by-Country Report : 以下「CbCレポート」）の概要・導入が公表された（2016年財政法）。また、CBDTは、2017年に、インドにおけるマスターファイル及びCbCレポートに係る提出義務や記載内容、提出期日等の具体的な規定を公表した（Notification No.370142/25/2017-TPL）。

インドの移転価格税制はOECD移転価格ガイドラインを基礎としつつも、インド独自の移転価格の考え方やルールが規定されており、留意が必要である。例えば、インドの移転価格税制の対象となる「関連者」とは、一方の法人が直接又は間接に他方の法人の経営、コントロール又は資本に対する関与のある関係にある者を指す。具体的には、26%以上の資本の持分がある場合や、取締役会へのコントロール・影響力を持つ場合、原材料や完成品の供給に当たり価格や取引条件等に影響力を持つ場合等、日本の移転価格税制よりもその対象・範囲が広範となっている。また、インド国内の関連者同士で行われ

る特定の取引については、特定の状況下で定められた基準額を超過する取引が行われる場合には、移転価格税制の対象となる。

また、これまでは、独立企業間価格の検証に当たっては、納税者の移転価格の前後3%（卸売取引については前後1%）の幅（レンジ）に、算定される独立企業間価格の平均値が収まるかどうかで独立企業原則を満たすか否かが判断されるという、インド独自の規定があった。この点について、世界的に共通する見解と平仄を合わせるため、その後幅（レンジ）の考え方は拡大された。もっとも、比較対象企業データの上位35%と下位35%を除いた中央35%～65%の幅（レンジ）に収まっているか否かで対象取引が独立企業原則を満たすかが判断されることとされている。したがって、インドに導入されている幅（レンジ）の考え方は、これまでインド税務当局が用いていた幅（レンジ）よりも幅が広がっているものの、OECDが導入している四分位範囲（レンジ）に比べてより幅が狭いことに留意が必要である。

納税者が独立企業間価格やその算定方法についてインド税務当局と合意するAPAを活用すると、合計9事業年度分（ロールバックの4事業年度を含む）の移転価格について予測可能性を高めることができる。インドは、これまでに200以上のAPAに合意している。APAは、インド税務当局のみと合意する場合と、二国間又は多数国間で合意する場合がある。インド税務当局は、租税条約中にOECDモデル条約9条2項に相当する規定があるかどうかにかかわらず、二国間のAPAに応じる旨表明している。

なお、一定の移転価格の調整を行ったにもかかわらず、実際に国外関連者からインドの納税者に対して一定期間内に送金がなされていない場合、インドの納税者から国外関連者に対して当該金額が貸し付けられたものとみなされて、その利子に相当する金額がインドにおいて課税されることに留意が必要である（第二次調整）。

3. 恒久的施設(PE)

インドにおいて、恒久的施設(Permanent Establishment:以下「PE」)を通じて事業を行う場合には、法人税、源泉税等の対象となる。

インドが各国と締結する租税条約は、おおむね OECD モデル租税条約に準拠している。日印租税条約において PE とは、「事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っている場所」として、事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場、鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所、保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫、農業、林業、栽培又はこれらに関連した活動を行う農場、栽培場その他の場所、店舗その他の販売所、天然資源の探査のために使用する設備又は構築物(6カ月を超える期間使用する場合に限る)を含む、と定められている。また、6カ月を超える期間存続する建設工事現場、建設、据付若しくは組立工事、6カ月を超える期間行われる建設工事現場又は建設、据付若しくは組立工事に関連する監督活動、石油の探査、開発又は採取に関連して行われる役務又は施設の提供、インド国外の企業に代わって当該企業の名において契約締結の権限を有しこの権限を反復して行使する、在庫を保有し反復して注文に応じる、専ら又は主として当該企業自体又は当該企業及び当該企業と支配・被支配の関係にあるグループ企業のために反復して注文に応じる代理人の存在も PE と認定される。

他方で、PE に該当しないものとしては、「企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること」、「企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること」、「企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること」、「企業のために、物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること」、「企業のために、その他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること」が挙げられている。

日印租税条約においては、PE に帰属する事業所得の範囲について、日本が中国、インドネシアとの間で締結している租税条約と異なり、PE が直接関与し寄与する帰属所得のみならず、間接的であっても所得に寄与している部分があれば、その間接に帰属する所得についても課税される等、PE 課税の範囲が広く留意が必要である。

4. 税務調査の傾向

インドにおいては、年間の税務調査件数が著しく多く、また、近年においてもその件数は著しく多い状態が継続しており、税務当局により調査がアグレッシブに行われている。移転価格税制に関して、インドにおいて近年調査対象となる企業としては、以下が例示される。

- 赤字又は利益率の低い企業
- ロイヤルティ、マネジメントフィー等の支払を行っている企業

- インド国外の親会社保有の無形資産を用いて、インド国内において広告宣伝やマーケティング活動を行う企業

移転価格税制に関連しては、法人税申告の際に、会計士による移転価格の証明書として、対象年度における関連者間取引について開示を行う「Form 3CEB」を、インド税務当局に提出する必要がある。「Form 3CEB」の提出により、対象年度における取引内容や金額、取引相手の所在地、適用した移転価格算定方法等の情報をインド税務当局に開示することになるが、その未提出企業はインド税務当局が税務調査対象とすべき企業の一例として明示している。

また、インドにおける時効期間はこれまで4年間であったが、2016年財政法による所得税法の改正に基づき、対象年度末から45カ月以内へ短縮されている。また、2017年度予算案により、税務調査の完了期間についても、現行の年度末から33カ月以内から、2017年度は30カ月以内、2018年度は24カ月以内に段階的に短縮されることになり、インドの税務調査がより迅速化されることとなる。

グローバルに高まる税務リスクとその管理方法について、説明会を随時実施しております。
ご希望の方は、下記のメールアドレスにご連絡ください。

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 税務係争解決チーム

ディレクター 北村 豊 yutaka.kitamura@tohmatsu.co.jp

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/controversy-nl

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

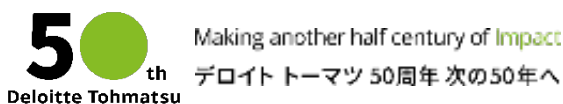
所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohmatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001